

これからの農業・農村政策のあり方についての提言

～都市・農村共生社会の創造～



2019年11月

全国町村会

目次

はじめに～農業・農村政策と3つの重要な視点～	1
提言～私たちがめざすもの～	4
1. 私たちの求める「農村価値創生政策」について	4
(1) 「農村価値創生交付金(仮称)」の創設	5
(2) 日本型直接支払制度等の拡充	7
2. 農村価値創生に向けた政策・事業の推進	8
(1) 農業・農村の担い手の育成・確保	8
(2) 農地の継承等の円滑化	9
(3) 中山間地域の維持・発展への取組み	9
(4) 女性・若者や障がい者などが活躍する農村づくりの推進	10
(5) スマート農業の新たな展開	11
(6) 農村の関係人口拡大に向けた政策推進	11
3. 農業・農村を取り巻く災害等不確実性への対応	12
(1) 頻発する自然災害への対応と備え	12
(2) 温暖化等気候変動への対応	12
(3) 鳥獣被害対策の抜本的な強化	13
(4) 豚コレラ対策等の教訓を踏まえた危機管理対応	13
(5) 国際交渉に伴う万全な対策の実施	14
4. 国と自治体のパートナーシップの構築	14
(1) 「農政に関する国と自治体との協議の場」の設置	15
(2) 自治体農政を担う人材の育成と新たなネットワークづくり	15
(3) 地域の実態を踏まえた規制緩和等の促進	16
(4) 国の府省の連携と総力の結集	16
5. 農業・農村ビジョンの明確化と国民理解の促進	17
終わりに	18
◎「今後の農林漁業・農山漁村のあり方に関する研究会」委員等	19

これからの農業・農村政策のあり方についての提言

～ 都市・農村共生社会の創造 ～

はじめに～農業・農村政策と3つの重要な視点～

「食料・農業・農村基本計画」が策定後5年目の見直し時期を迎え、現在、来年3月の次期基本計画策定に向けた議論が進められている。

国は、農林水産物輸出の1兆円目標を掲げるほか、農地の集積・集約化や大規模経営体の育成など構造改革による「農業の成長産業化」や「強い農業」を目指した政策展開を進めている。しかしながら、過度に農業の生産性を追求した政策は、条件によっては、地域の働く場やコミュニティ形成の場を喪失させ、中山間をはじめ地域の人口減少をさらに招き、集落の維持・発展を阻害することが強く懸念される。

全国町村会では、現行の「食料・農業・農村基本計画」が策定される5年前の2014年9月、「農業・農村政策のあり方についての提言」を行っている。その提言において、農村には、食料の供給や水源の涵養、国土の保全など重要な役割のほか、①少子化に抗する砦、②再生可能エネルギーの蓄積、③災害時のバックアップ、④新たなライフスタイル、ビジネスモデル提案の場ーといった新たな可能性があることを指摘し、農村が将来にわたり持続するには、①地域資源を活用した農業が持続的に行われていること、②循環型社会であること、③集落の機能が維持され開かれていること、④若者や女性が活躍できる場であること、⑤交流が継続していることーが条件になると主張した(次頁)。

その上で、農業・農村政策があるべき姿に向かうために、農政における国と自治体との、新たなパートナーシップ構築の必要性を訴えた。これは、「国が企画し、自治体がそれに沿って実施する」関係を見直すことを意味するものであることを併せて主張した。

現行「食料・農業・農村基本計画」の計画期間でもあるこの5年間の農業・農村を取り巻く環境や地方の状況をみても、全国的な人口減少・少子高齢化の更なる進行、東京圏一極集中の弊害と地方の疲弊の増大、全国的な労働力不足などの重

(2014年9月提言より)

○農村の新たな可能性

①少子化に抗する砦

農村は少子化に抗する砦となる可能性を秘めている。出生率は農村の方が総じて高く、出生率の低い都会に子育て世代が集中する矛盾の解消が、少子化対策の第一歩。

②再生可能エネルギーの蓄積

東日本大震災、福島原発事故以降、再生可能エネルギーが見直されているが、農村は再生可能エネルギーの宝庫。農村に賦存するエネルギーを活用し、農村の再生・復活をめざすべき。

③災害時のバックアップ

災害多発国にあって、大規模災害で被災した都市住民の受入れ等、被災者の生存を支える役割が期待できる。都市住民の生存や都市機能のバックアップという側面からも、農村が果たしうる役割を再評価すべきではないか。

④新たなライフスタイル、ビジネスモデルの提案の場

最近、農村ではこれまでにないビジネスモデル（サテライトオフィスなど）を構築する等、農村に価値を見出した人々へのライフスタイルの提案の場になりつつある。

○農村のあるべき姿(農村が自律し持続していくための条件)

【条件1】 地域資源を活用した農業が持続的に行われていること

農村において農業が持続的に行われることは、暮らしを支えることはもとより、美しい景観の形成や維持の上でも重要。食料の供給やコミュニティの維持のほか、健康の増進や生き甲斐の創出など「農の福祉力」も注目されている。

【条件2】 循環型社会であること

物質やエネルギーの循環等、公害や廃棄物、環境破壊などを極力発生させない持続的な循環社会モデルの提示が農村ならば可能ではないか。

【条件3】 集落の機能が維持され開かれていること

農村では集落が機能している。自律的・自治的な集落の営みは地域の力であり、小さいからこそ発揮できるかけがえのない価値である。

【条件4】 若者や女性が活躍できる場であること

農村が自律的な社会として持続するためには、将来を担う若者や女性の存在が不可欠。柔軟な発想や活力に満ちた若者や女性が、活躍できる地域を構築する必要がある。

【条件5】 交流が継続していること

多くの地域で行われている都市との交流を、棚田や里山の保全や森林整備など地域の課題解決に発展させ、交流の意義を高め、持続性の向上につなげる工夫も必要。また、子育てや教育の場としての価値を重視すべき。交流や教育活動の継続は、移住や定住促進の上でも重要。

要課題が一層深刻化している。また、農業分野のみならず様々な分野でも、グローバル環境の影響を意識せずには、正しい政策選択が難しい時代に突入している。

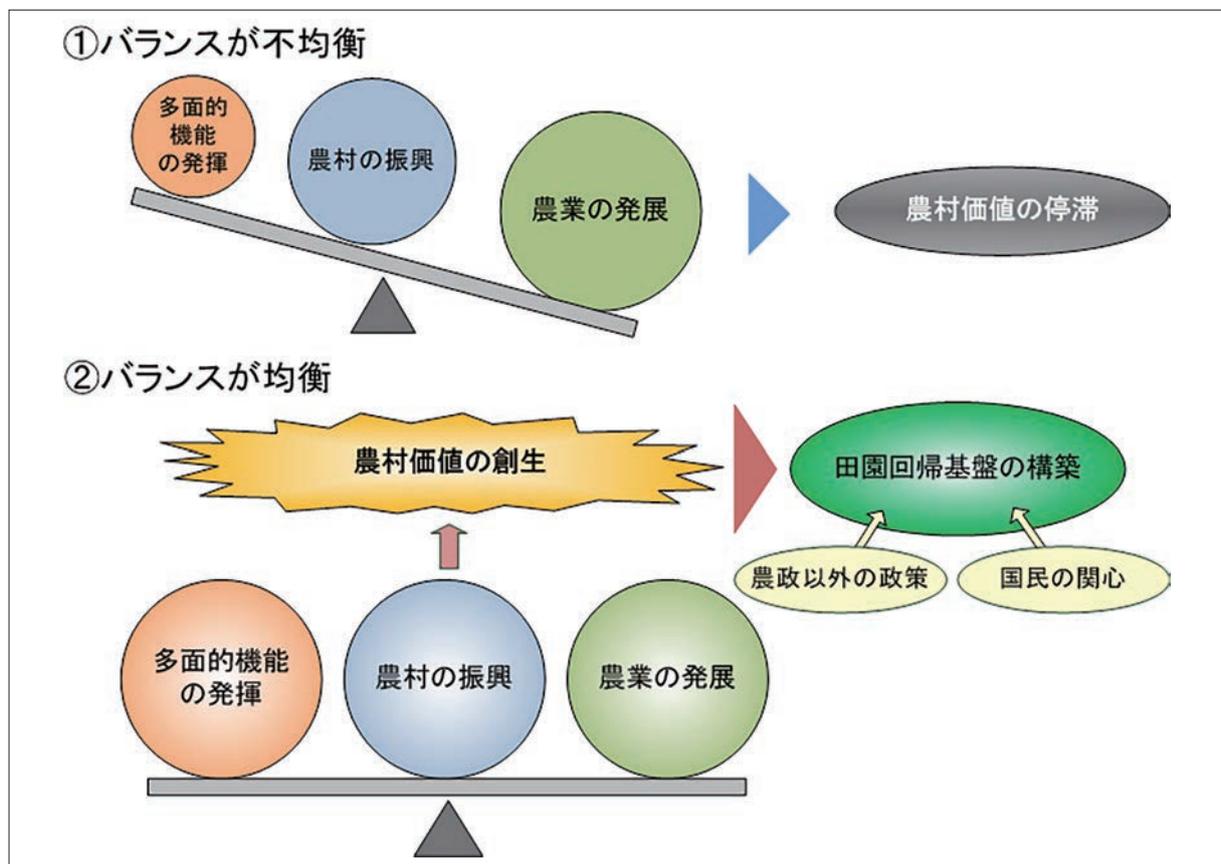
このような時代だからこそ、私たちが全国町村会提言の中で主張してきた、地域の現場における「人」と「土地」を見据え、「農村」を真正面から受け止めた「農村価値創生政策」（後述「提言の1.を参照」）は、ますます時代が必要とし、これからの時代を切り拓くカギを握るものだと考えるのである。

これは、これまで私たちが主張してきた「農業の発展」「農村の振興」「多面的機能の発揮」という3つの重要な視点に立つならば、

- ①「農業の発展」と「多面的機能の発揮」を適切にバランスさせること
- ②その上で「農業の発展」と「農村の振興」のバランスを図ること
- ③それによって最大化された農村価値を基盤に農業・農村政策以外の教育、医療・福祉、国土保全、地域交通などの地域振興や生活基盤の確保に関わる様々な政策が講じられていくこと

以上を強く意識して政策推進を図ることの重要性をあらためて強く訴えることでもある。

図1 3つの重要な視点のバランスを均衡させることが大切



提言～私たちがめざすもの～

農村社会は、我が国全体が人口減少・少子高齢社会の道をこれからも長期にわたり歩まざるをえないなかで、重要な岐路に立たされている。そして、その道標には、若者や都市住民の田園回帰の潮流の強まり、農村関係人口の増加や、都市・農村共生社会実現に向けた国民の関心の高まりといった見落とすことのできないサインもみられる。また、地域農政に目を向ければ、国の農業政策をそのまま受け入れるのではなく、地域の知恵や創意工夫を生かし、自ら考え自ら行動する自治体農政への更なる積極的な取組みなどもみられる。

本会は、令和新時代を迎えた今日、農村がその持続可能性を追求し、多様な主体が希望をもって活躍できる地域社会を次世代につなぐことこそが、地域の多様性が生かされた「集合体」としての我が国の持続可能性を確固としたものにするにとだと確信している。

そのためには、時代の変化に柔軟に対応できる「しなやかな農業」や、逆境にも負けることなく前進する「足腰の強い農業」とともに、「新たな価値を創造する舞台としての農村」をつくるのが、今という時代を生きる私たちの使命であることをあらためて強調したい。

国においては、本会としての提言の背景及び私たちがめざすものをしっかりと受け止めていただき、以下の提言内容の実現に向けて、力強い対応を求めるものである。

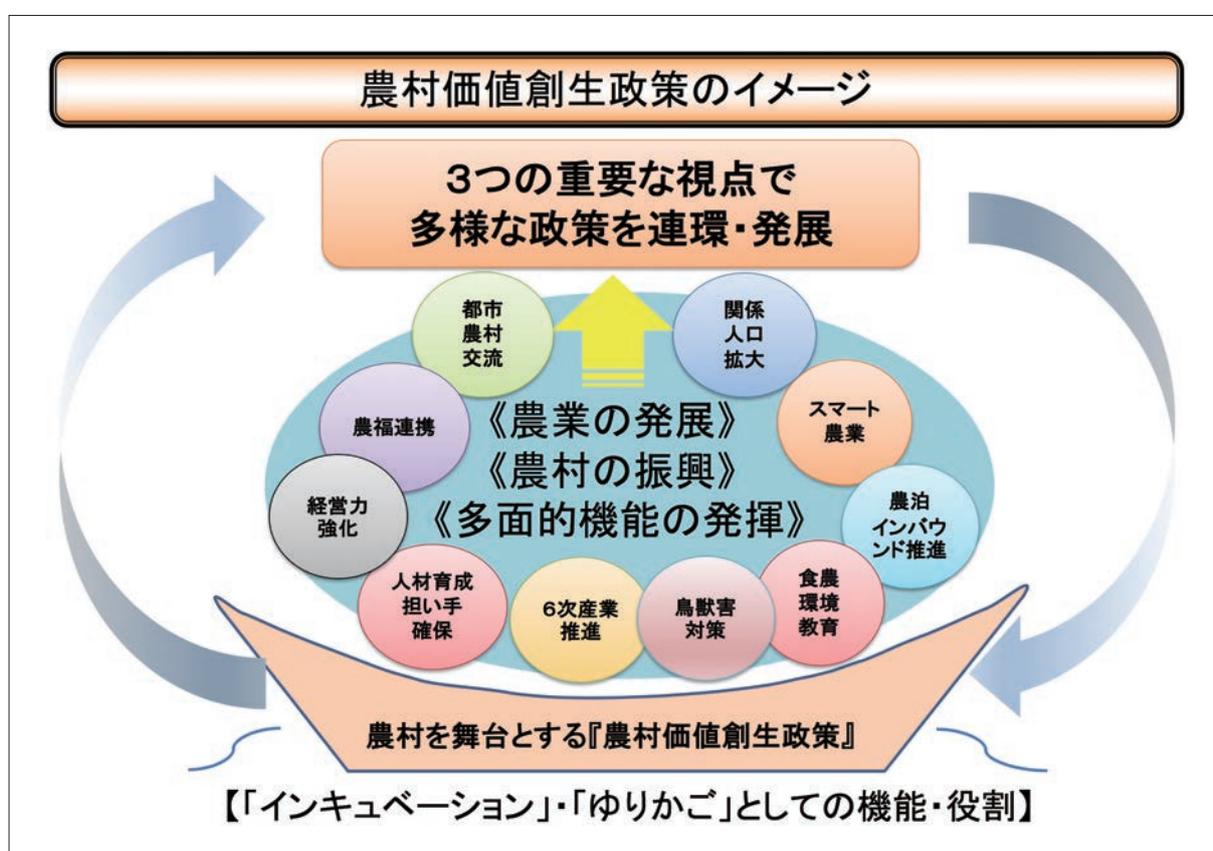
1. 私たちの求める「農村価値創生政策」について

自治体が地域の総合経営主体として、常に農村とともに歩んできた役割の重要性を踏まえた視点から、「人」及び「土地」に関わる取組み、農業の経営力強化、農業の多面的機能、地域主体の6次産業形成、鳥獣害対策、食農教育・環境教育、農福連携、農泊や農村部へのインバウンド推進、都市と農村の交流促進などの多様な政策を相互に連携させながら、地域の現場で柔軟かつ機動的に取り組み、これら

を「農業の発展」「農村の振興」「多面的機能の発揮」の3つの視点で連環・発展させるための国・自治体を通じる政策を「農村価値創生政策」として位置づけるべきである。

この「農村価値創生政策」は、「農村」を舞台にして、多様な農業・農村に関わる政策が生まれるための孵卵器（インキュベーション）的な機能や多様な政策が成長するためのゆりかご的な役割を果たすものであり、新たな農村価値の創生と発展の推進力となるものである。

図2 農村を舞台とした「農村価値創生政策」

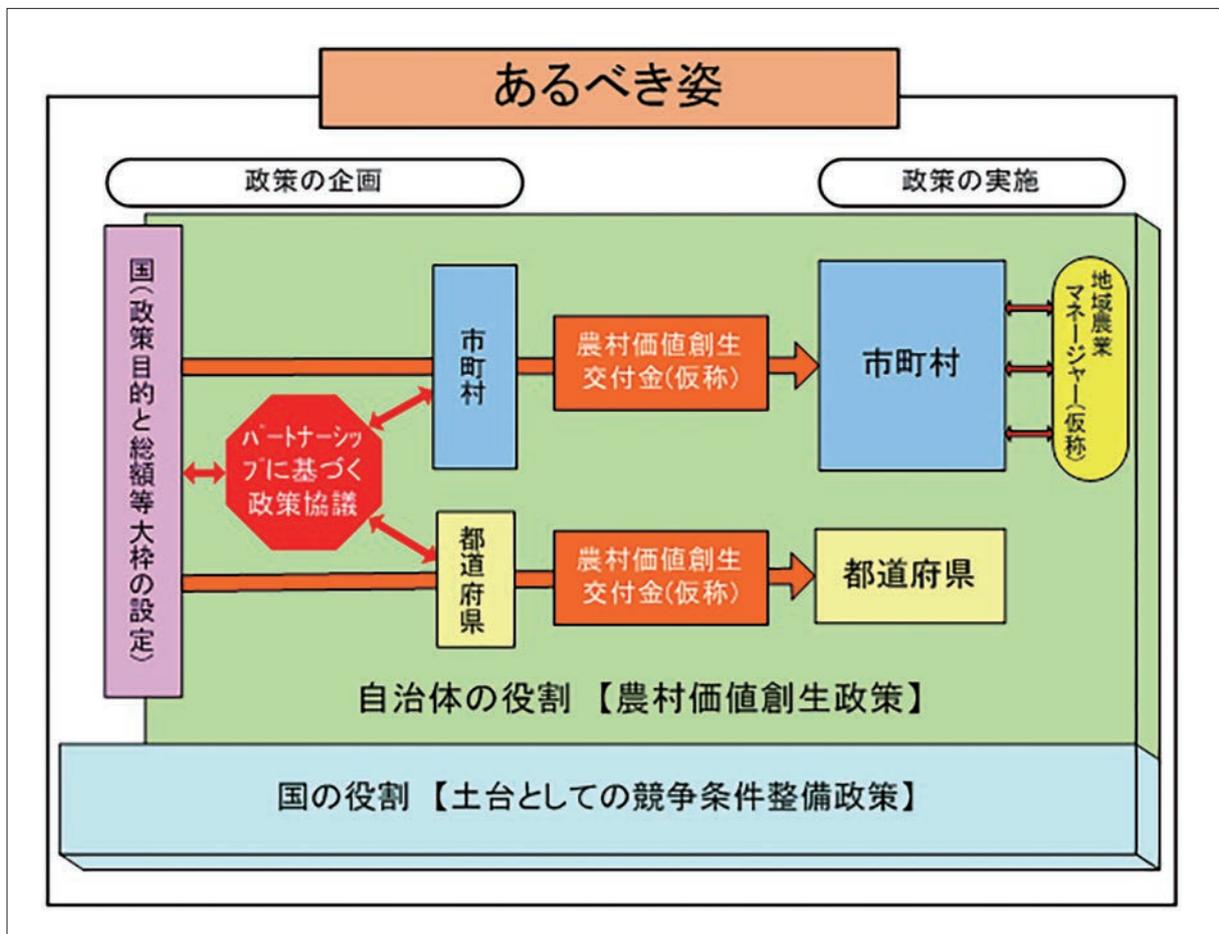


(1) 「農村価値創生交付金(仮称)」の創設

農村価値創生政策を進めるうえで中核的な役割を担う「農村価値創生交付金(仮称)」を創設すべきである。この交付金のイメージは、農村の価値を持続的・安定的に高める地域独自の多様な取組みを主体的に実施できるよう、国が用途の大枠を決定したうえで、自治体に客観的な基準で配分するものであり、必ずしも新

たな財源措置にこだわらず、既存の補助金等からの移行や統合も含めて検討すべきである。

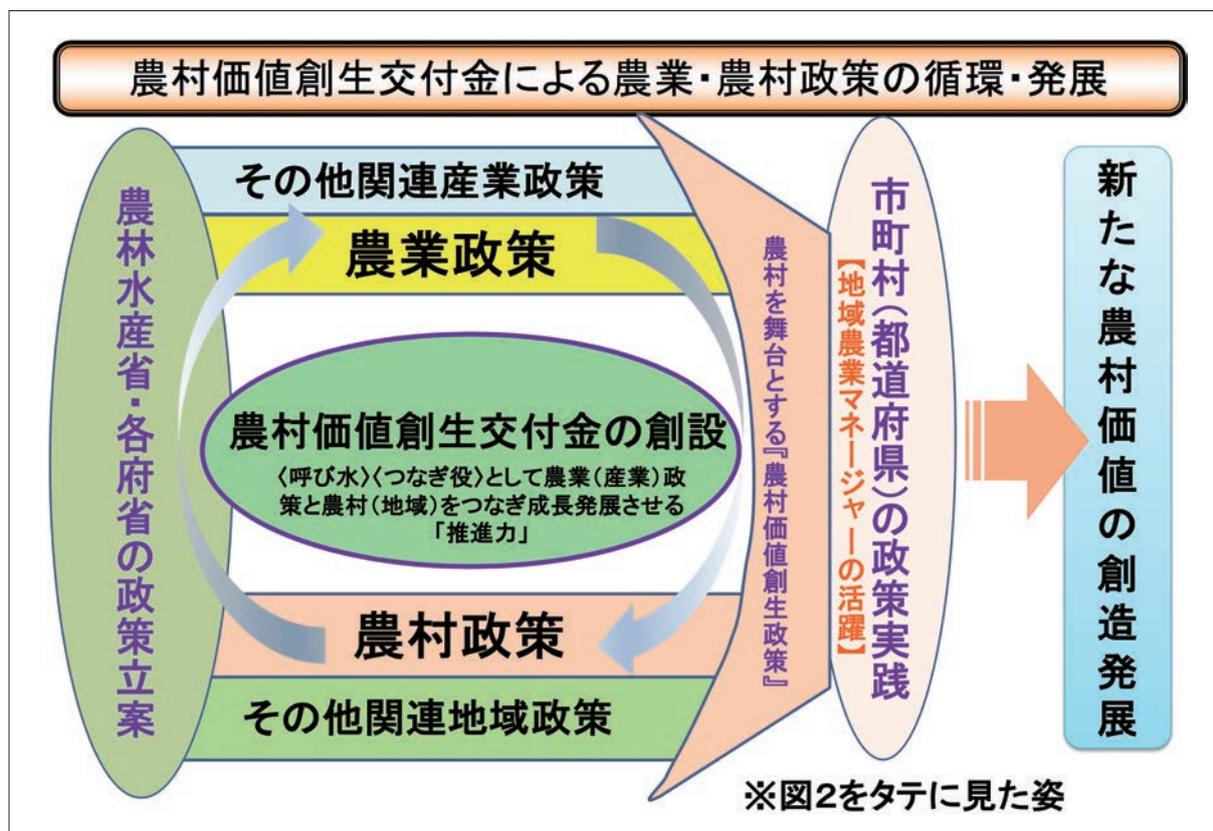
図3 農村価値創生交付金(仮称)のあるべき姿



この際、新たな交付金実現に向けては、当面の対応の第一歩として、(2)の日本型直接支払制度等の拡充とも密接な関連性を持つことから、(1)及び(2)の総体としての充実強化のアプローチも当然考えられるところであり、その発展型としての「農村価値創生交付金(仮称)」も考えられるものである。

また、地域における取組みを、その置かれた状況に合わせて様々にサポートする人的役割は極めて大きい。これを「地域農業マネージャー(仮称)」と総称するならば、地域の実情に合わせて各市町村又は各地域(範囲の設定は市町村が判断)に柔軟に配置できるように人材面での制度設計を併せて検討すべきである。

図4 農村価値創生交付金の創設と国・自治体の政策推進



なお、「農村」の視点からの、各府省の関連予算の一層の連携を図るための新たな仕組みも構築し、「農村価値創生交付金（仮称）」を〈呼び水〉や〈つなぎ役〉にして、農業政策に関連する産業政策や各府省の農村に関わる地域政策の効果をさらに高めることができるよう検討すべきである。

(2) 日本型直接支払制度等の拡充

これからの農業・農村政策において、「日本型直接支払制度」を拡充強化していくことは極めて重要である。このため、大幅な予算の拡充や要件緩和等による、地域の実情に合わせた一層自由度の高い交付金制度とするべきである。

個々の交付金については、多面的機能支払交付金について、農村を支える地域資源（農地、水路、農道等）や集落活動の維持・強化、さらには持続可能な農村経営の展開等のため、更なる予算の拡充とともに、地域の実情を踏まえた広域実施を推進するとともに、中山間地域等直接支払交付金についても、交付金単価の引き

上げ等を実現する予算の拡充等を行うことにより、我が国の国土を維持保全し、次世代に継承する使命を達成すべきである。

また、農山漁村振興交付金等の農村振興に係る既存の制度についても、地方の裁量を一層強化したうえで、拡充・強化すべきである。

2. 農村価値創生に向けた政策・事業の推進

農村価値の創生に向けて、人及び土地に関わる取組み、農業の経営力強化、多面的機能の発揮などに関わる多岐にわたる取組みが国と自治体のパートナーシップの下で推進されるべきであるが、このうち主な項目に絞って提言する。

(1) 農業・農村の担い手の育成・確保

農業の担い手不足への対応は、これを必要とする側からの要請だけでなく、より広い意味での「農村人財」をいかに確保するかの視点からも極めて重要である。

したがって、農業への多様な就労支援対策に加えて、若者や都市部住民等に対する農業の魅力とともに、農村での暮らしや活動に対する正しい理解は欠かせないものである。この点、住民及び外部、それぞれの視点から不都合・不便と思われる情報であっても、これを前向きに提供することで関係者の理解促進とその後の実効ある取組みにつなげている先進事例は示唆に富んでいる。

また、農業への具体的な関心が高い若者・都市住民等に対しては、地域で生き生きと活躍する農業者や先輩移住者などとの交流は重要な力ギになることから、外からの人々と地域住民が出会い交流する場・機会を積極的に創出する取組みは今後ますます重要になる。

このほか、地域資源を活用した雇用の場づくりやスマート農業の活用（2.(5)も参照）、子育て環境の整備、美しい農村景観づくりなど、魅力ある農村の暮らしの環境を整えるとともに、移住者を担い手として育成するためのきめ細かい支援策を強化することが重要である。

また、都市部への偏在も懸念される外国人労働者については、地域の実情に応

じ、必要とされる地域ニーズに応えるための取組支援を行うべきである。

(2) 農地の継承等の円滑化

今後、大規模営農者も含め高齢農業者の引退等に伴う耕作放棄地の更なる増大が懸念されており、対象農地について、農業経営の視点ばかりでなく農村集落との関係からも、新たな担い手に円滑に継承できることが極めて重要になる。そのため、市町村、農業委員会、JA等の関係機関が緊密な連携を図り、集落との関わりを意識しながら必要な支援を積極的に行うとともに、農地継承への取組みのみならず、集落ぐるみで将来の集落のあり方等について話し合い、希望の農村づくりを進めるための活動支援や専門家派遣による人的サポートを積極的に行うべきである。

また、農地中間管理機構については、市町村の事務負担の軽減にも配慮しつつ、現場起点の取組みを事業の実効性の更なる向上に生かすべきである。

(3) 中山間地域の維持・発展への取組み

中山間地域は、国土の7割強を占め、この広大な多自然地域を人口の1割という少人数の人々で支えている。また、農山村の有する多面的機能を発揮する場であり、地域循環共生圏の源となるものである。また、風土とともに育まれた文化伝統が息づき、日本の原風景ともいえる美しい暮らしの景観が連綿と受け継がれてきた地域である。

先般成立した「棚田地域振興法」の理念にも見られるように、国民共有の財産ともいえる中山間地域の地域課題の解決に向け、関係府省の政策を相互に関連づけながら、さらに充実していくことが求められる。この分野における施策をいくつか挙げるならば、例えば、農業遺産や景観農業振興地域の支援、古民家再生による交流の場づくりなどの施策のほか、「地域運営組織」の更なる育成、「小さな拠点」づくりの推進、地域交通ネットワークの維持なども、集落機能の維持・発展に欠かせないものであり、引き続き積極的な対策を講じることが求められる。さらに、

例えば、畜産廃棄物の再資源化、再生可能エネルギー活用のように地域にあるものを見つめ直し、活かし、循環させることによって地域を活性化させ、地域の持続可能性を引き出す地域内経済循環の取組みはこれからますます重要になる。

(4) 女性・若者や障がい者などが活躍する農村づくりの推進

近年の農村への田園回帰の潮流は、都市部の女性や若者など、これまで農業との縁の薄かった人々も含め、国民の多様な価値観の中に、農業・農村が新たな価値ある存在として、一定の評価を確立したことを意味する。また、このことは、農村に暮らす人々の「数」だけではあらわせない、そこに暮らす人々の生き方への共感ともいえる新たな価値の発見をも意味するものである。

このような新たな潮流と共鳴する農村づくりにおいては、専門的な農業や大規模経営・企業経営的な農業への志向者のみならず、多彩な人材を幅広く受け入れていくことがますます重要になる。このなかには、「半農半X」的な暮らしや、都市と農村の二地域居住等多様な生き方も含まれる。

したがって、新規就農支援や農業法人等による雇用の場の確保のほか、農村型のSociety5.0の推進（条件不利地域における光ファイバー・5G等の情報通信環境の整備を含む）による安心や活力ある地域づくり、さらにはサテライトオフィスやテレワーク環境などを地域の実情に応じて整備できるよう、空き家活用や定住促進住宅整備なども含め積極的に支援すべきである。保育・教育・医療などの子育て環境を整備し、安心してやさしい地域づくりを進めることも重要になる。

また、例えば、障がい者が自信と生きがいをもって働くことができる「農福連携事業」の受け皿が農村社会にも準備されることは、国民誰もが活躍する地域社会の形成に貢献することが期待される。

このような各般の政策は、後述「4.(4)国の府省の連携と総力の結集」と関連するものであり、関係者の連携協力のもと積極的に推進すべきである。

(5) スマート農業の新たな展開

スマート農業は、大規模化や効率化・省力化による担い手不足に対処するための技術や機器の活用といった側面のみならず、今後は小規模農家や高齢者農家なども含め、多様な形態の農業者がそれぞれの状況に応じて、より一層活動しやすい環境をさらに広げていくことが大いに期待できる。

これは、「小さい」を活かすことや、女性や障がい者、外国人も含めて多彩な「ひと」を活かすこと、ムダと思われた「もの」や気づかなかった「空間」を活かすこと、空いた「時間」を活かすこと等により農村社会からのローカルイノベーションへの挑戦でもある。

この分野のわかりやすい先行事例は、徳島県上勝町の「葉っぱビジネス」などにみられるが、特に、中山間地域等においては、若い世代の移住者にも積極的に居場所と役割を与えるなど集落ぐるみの取組みにより、条件不利地域のハンディを克服することが期待される。

大規模経営・企業経営的なアプローチのみならず、小型で使い勝手がよく、低コストな機器の開発及び普及促進を図ることが重要である。また、これと密接に関連するSociety5.0の推進（条件不利地域における光ファイバー・5G等の情報通信環境の整備を含む）に係る国の支援も積極的に行うべきである。

(6) 農村の関係人口拡大に向けた政策推進

田園回帰の潮流を踏まえ、農村やそこに暮らす人々との関わりを持つ「関係人口」の拡大を図り、農村地域の活性化や移住・定住の促進につなげるための政策推進を積極的に行うべきである。

このため、青少年の農村体験交流や農泊等の取組みの一層の促進を図るとともに、都市部の企業について、サテライトオフィスも含めた農村地域への立地促進や、企業におけるワーケーション等の普及促進、企業の連続休暇や休暇の分散化、副業促進等による農村地域での活動支援などの政策推進を図るべきである。

また、大学の地域課題解決型のゼミ活動や海外からの来訪者等との交流から、

農村地域の埋もれた価値の再発見と活用も各地で行われており、大学連携や農村部へのインバウンドの増大を地域活性化につなげるための各種施策を充実強化することも重要な視点である。なお、この中には、美しい景観づくりや地域に根差した食の魅力づくり等の視点も含まれるものである。

3. 農業・農村を取り巻く災害等不確実性への対応

頻発する自然災害、温暖化等の気候変動などによる、当事者の努力だけでは対応困難な、不確実性を増す農業・農村を取り巻く環境の変化については、国による積極的な関与と適切な対応や備えがますます重要になってきている。

(1) 頻発する自然災害への対応と備え

近年、温暖化等の影響を受けた気象環境の変化により、線状降水帯による記録的な豪雨や大型台風等が各地に甚大な被害をもたらしている。さらに、地震・台風による大規模停電等の不測の事態により、農業生産現場は二重の被害を受ける事態が発生していることから、これまでの災害経験を生かし、被害をできる限り軽減できるような事前の対策（地域に即した気象・災害情報の提供・共有、非常用電源配備や通信体制の確保など）を整えるとともに、発災後は、農林漁業者が一日も早く事業を再開できるよう、また、将来不安から営農を断念し離農につながることはないよう、国の積極支援による復旧・復興対策を講じるほか、防災・減災、国土強靱化対策を強力に進めることが極めて重要である。

(2) 温暖化等気候変動への対応

気候変動の影響は、記録的な豪雨等多発する自然災害のほか、気温の上昇による農作物・果樹の生育環境の変化など、多方面に顕在化しており、温室効果ガスの排出削減、森林等による吸収源対策が地球規模で長期にわたり必要になる。

このためには、日本国政府・各国政府の取組みはもとより、それぞれの地域が気候変動にどう対応していくか、その取組みが年々重要になってきている。

特に、温暖化の影響を受けやすい農業分野においては、農作物・果樹の気象条件による栽培適地について、今後も地域的変動がみられることが想定され、改良品種の導入、環境に強い農業の推進など現場での取組みとともに、試験研究機関等も含めた国や都道府県レベルの役割はますます重要になる。企業との連携も含め研究開発分野の一層の取組推進が求められる。

(3) 鳥獣被害対策の抜本的な強化

野生鳥獣による農作物への被害は、個人や集落、地域、自治体の取組みの枠を超え、農村社会を脅かす深刻かつ恒常的な「災害」といえるものに拡大している。国の関連施策や我が国の科学技術的知見を結集し、関係府省による連携のもとに、国及び現場自治体の総力戦で乗り越えなければならない国家的な緊急課題といえる。このことは、次の(4)の項目とも関連することは言うまでもない。

野生鳥獣の生態や生息数を踏まえ、ICT機器、センサー機器の活用や、そのほかの獣医学や科学技術・データ分析等も活用し、広域的な協力体制のもと、抜本的に対策を強化すべきである。

なお、捕獲鳥獣の食肉等の利用促進については、消費拡大策とともに、食肉処理・加工施設等に対する支援措置を拡充することが引き続き必要になる。

(4) 豚コレラ対策等の教訓を踏まえた危機管理対応

昨年9月、国内で26年ぶりに豚コレラが発生し、現在、多数の県に被害が拡大し、これまでだけで十数万頭が殺処分されるなど甚大な被害をもたらしている。一方、野生イノシシを介した広がりもみせており、被害拡大の阻止はいまだ即効性ある有効な手立てが見通せないまま、深刻な事態が続いている。このため、国では、蔓延防止のためのワクチン接種を決断するに至り、国と自治体が連携してあらゆる手段を行使し、懸命に事態の収束を図っているところである。

このようなことを再び招かないためにも、今回の事態を国家的な危機事案として位置づけて検証を行い、今後の危機管理対策として生かすべきである。

特に、現在海外で感染が拡大しているアフリカ豚コレラをはじめとする家畜伝染病の国内侵入を防止するためには、検疫体制や消毒措置などの水際対策の徹底とともに、それでもなお国内感染が確認された場合の万全の初動対応の体制構築は必須の取組みであり、家畜伝染病発生国からの流出防止対策についても働きかけることが強く求められる。

(5) 国際交渉に伴う万全な対策の実施

TPP11協定や日欧EPA、更には日米貿易協定の締結によって、今後、海外農産物の輸入拡大により、我が国の農業・農村は大きな影響を受け、地域によっては、衰退や消滅につながっていくことが強く懸念される。

これまで述べてきたように、我が国において農業・農村の果たす役割は、我が国の存立基盤そのものと表裏一体をなす重要なものである。国際交渉に伴う今後の動向と懸念される影響をしっかりと見据え、農業者が将来への希望を託すことができるよう、また、農村が持続可能な地域づくりに取り組むことができるよう、各地域の実情を踏まえた支援策の充実を図り、農業・農村「セーフティネット」ともいえる万全な対策を実施していくことを強く求めたい。

4. 国と自治体のパートナーシップの構築

これまで提言してきた内容の実現や推進に当たっては、国と自治体のパートナーシップの構築は必須の取組みである。このことについては、1999年に成立した食料・農業・農村基本法において、国と自治体は、「相協力」して農業・農村施策を講ずると明記されていることをあらためて思い起こしたい。

このことに関連して、農政分野の現状において、例えば、国が「農政改革」の名のもとに施策の細部まで定め、いわば集権的に政策推進を図ることも多く見受けられるが、これに伴い現場の事務負担が増大する一方で、地域課題をブレークスルーするための自治体の自由で柔軟な発想が阻害されている面も否めないところである。前述7ページの図4「農村価値創生交付金の創設と国・自治体の政策推

進」にみられるように、国と自治体が政策立案・政策実践でお互いに連携協力し合うことで、「新たな農村価値の創造発展」につながっていくことを思い返したい。

国には、今後更なる良きパートナーとしての役割を期待するところであり、私たち自治体(町村)も、未来に対する責任と強い覚悟を持って、国とともに懸命の努力をしていく所存である。

(1) 「農政に関する国と自治体との協議の場」の設置

国と自治体のパートナーシップ構築のためのそれぞれの役割については、「1.(1)「農村価値創生交付金(仮称)」の創設」の項の図3「あるべき姿」に示したとおりであるが、農業・農村を取り巻く環境の変化に対応していくためには、国及び地方における農業・農村の関係する行政・住民・企業等の多様な主体が一丸となって課題の克服と新たな農村価値創生に取り組んでいく必要がある。

このためには、国と自治体が農村社会のめざす姿を共有し、積極果敢に農業・農村政策を推進していくためのパートナーシップとしての顔が見える関係づくりとともに、政策の内容や財源のあり方について、大きな方向性に関する協議を行うため、「農政に関する国と自治体との協議の場」を設けるべきである。

(2) 自治体農政を担う人材の育成と新たなネットワークづくり

農業・農村政策は、地域の現場において実行に移されてこそ意味を持つものであるが、農村現場における地域事情は多種多様であるため、実効ある取組みを都道府県レベル・市町村レベル・集落レベルそれぞれの階層内や各階層をつなぎ、効果的・継続的に行うためには、自治体(都道府県・市町村)における「人」と「ネットワーク」は重要な役割を持つ。

そして、農業・農村政策に関わる自治体職員が、自らのアンテナ(感度)を高くし、それぞれが対象とする地域の課題に「気づき」を持ち、学び、提案し、実行できる能力を会得することは、政策実践者として農業・農村政策に魂を入れることで

もある。

全国町村会では、本会の2014年9月提言を契機として、私たち自身もささやかな実践者たるべきとの思いから、一定の準備期間を経て2016年から「地域農政未来塾」を開講し、農政や地域づくり分野で活躍が期待される自治体農政に関わる町村職員の人材育成に努めている。この取組みの中からみえてくるのは、未来塾による職員の人材育成の成果とともに、卒塾生どうしの全国横の新たなネットワークづくりがもたらす大きな価値である。

自治体農政を担う「人づくり」は、究極の農業・農村政策といえるかもしれない。地域レベルから全国レベルまで自治体農政を担う人材の育成と新たなネットワークづくりに国の積極的なサポートを期待したい。

(3) 地域の実態を踏まえた規制緩和等の促進

農業・農村政策においては、国の政策が関係組織の縦の系統等を通じて直接現場におろされ、全国一律であったり、都市部と変わらない様々な基準で実施されることも多々あるが、これからは、地域ごとの状況を踏まえ、地域が自律的に知恵を出しながら取り組んでいくことがますます求められることから、地域の実態を踏まえた規制緩和について積極的に対応するとともに、特区制度の一層の活用を図るべきである。

(4) 国の府省の連携と総力の結集

農村政策にも密接に関わる各府省の地域政策は、例えば、地方創生は内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)、地域おこし協力隊は総務省、移住定住・関係人口施策等は総務省・内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)、「小さな拠点」づくり等は国土交通省、鳥獣害対策は農林水産省など、政策毎に多くの府省に分かれ実施されている。例えば、農泊推進のように、一部に府省連携が図られている政策もあるが、資源循環型経済(農林水産省、経済産業省ほか)と地域循環共生圏(環境省)のような親和性の高い多様な政策もまだまだあることから、持続可能な農村

づくりの観点から、府省横断的にさらに連携強化して推進すべきである。併せて、中央省庁再編に伴う2001年の農林水産省設置法改正において「農村及び中山間地域の振興に関する総合的な政策の企画・立案・推進」が同省の所掌事務に位置づけられている観点から、その総合調整に農林水産省が強いリーダーシップを発揮し、各府省の総力を結集するべきである。

5.農業・農村ビジョンの明確化と国民理解の促進

私たち町村は、我が国における農業・農村の果たす役割は今後ますます大きく広がり、そして高まっていくものと確信している。そのためには、農業・農村に関わる全ての関係者の努力により、更なる国民理解を促進することは必須の取組みと考えている。

このことは、国民共有の価値観や将来への展望を基点においた「農業・農村ビジョン」を明らかにし、国民に提示することでもある。そして、このビジョンにおいて重要な位置を占めるであろうものに、私たちは「**都市・農村共生社会の創造**」があると考えている。これは、都市と農村が、人口や経済等の限られたパイを奪い合う、いわば対立するトレードオフの関係にあるとみるのではなく、都市の安定のためにも農村はその価値を失ってはならず、また、農村の安心のためにも都市はその機能を維持すべきことをこのビジョンにおいて主張することでもある。

私たちは、「農村なくして都市はなく」、「都市なくして農村はない」互恵の理念を国民各層が共有し、「農業・農村を包摂する国づくり」を進めていくことの重要性を重ねて強調したい。

東日本大震災以降も様々な自然災害が全国各地で頻発しているが、農村は、自然の恵みと脅威が常に背中合わせの最前線に立ち、現場から生きる知恵を学び、調和的で持続可能な地域社会の実現を追い求めている。このことは、都市の大災害に対するレジリエントな国づくりにも貢献するものである。

また、国際社会の中での我が国の立ち位置を考えると、都市と農村の共生や農村相互の連携により農村価値創生が持続的に行われ、国連が提唱するSDGsの

理念にもかなうかたちで日本全体の価値が高められていくことは、農村のみならず国民共通の財産となり、めざす目標となりうるものではないだろうか。

まさに、国・自治体・地域が連携協力し、国民各界各層に対してあらゆる機会を通じて農業・農村に対する一層の理解促進を図っていくことが求められるのである。

終わりに

終わりにあたり強調したいのは、現行の「食料・農業・農村基本法」は、「多面的機能の発揮」や「農村の振興」など、それ以前にはなかった基本理念を掲げた法律として、本会としても高く評価し、今後更なる発展を心から期待しているということである。

国においては、令和新時代幕開けを迎え、基本法制定20年の節目の年にあたり、これまで果たしてきた基本法の成果を踏まえ、いつの時代にも変わらない農村のかけがえのない価値を見据えるとともに、農業・農村を巡るこれからの環境変化を見通しながら、農業・農村政策の更なる充実発展を通じた農村価値創生に向けて、本提言内容を踏まえた基本法の必要な見直しについても大いに期待するところである。

「今後の農林漁業・農山漁村のあり方に関する研究会」委員等

2019年11月現在

座長	小田切 徳美	明治大学農学部教授
	榊田 みどり	農業ジャーナリスト・明治大学農学部客員教授
	荘林 幹太郎	学習院女子大学国際文化交流学部教授

(全国町村会経済農林委員会)

委員長	羽田 健一郎(長野県長和町長)
副委員長	茂原 荘一(群馬県甘楽町長)
副委員長	伊集院 幼(鹿児島県大和村長)

(全国町村会事務局)

事務総長	武居 丈二
次長	細見 邦雄
経済農林部長	小川 幸生
// 副部長	岩本 明久
// 副参事	飯塚 真実

発行／全国町村会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館4F
TEL:03(3581)0485(経済農林部 直通)
FAX:03(3580)5955 URL <http://www.zck.or.jp>